

仲裁人の忌避に関する規則改正

現行	改正案
第1条 (趣旨)	
<p>この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条<u>及び</u>特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条(以下、まとめて「忌避条項」という。)に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。</p>	<p>この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条、<u>特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条</u><u>及び加盟団体スポーツ仲裁規則第23条</u>(以下、まとめて「忌避条項」という。)に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。</p>
附則	
<p>附則1～2 省略</p> <p>附則3 この規則は2012年3月1日から施行する。</p>	<p>附則1～2 省略</p> <p>附則3 この規則は2012年3月1日から施行する。</p> <p><u>附則4</u> <u>この規則は2014年4月1日から施行する。</u></p>